

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月26日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備レーキ付バースクリーン(E)において、電線管中継ボックスのフレキシブル電線管コネクター部に外れが認められたため、当該電線管を補修。	G	
2	1号機	取水設備スクリーン装置洗浄水配管ストレナドレン弁において、開固着が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	2号機	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器(C)二次ドレン弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
4	2号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ(B)出口逆止弁点検において、作業で干渉する照明灯を一時取り外し仮置中、同照明灯が誤って廃棄されたため、注意喚起及び新品取付。	G	
5	2号機	プロセス計算機において、入出力装置1の内蔵電源ユニット故障により、過渡現象記録装置用高速データサーバ1の停止が認められたため、当該入出力装置を予備に交換。	G	
6	3号機	燃料プール冷却浄化系冷却水ポンプ(B)において、カップリング側オイル(給油器)に油面低下及び廃油口下部に油溜まりが認められたため、当該ポンプを点検補修。	G	
7	4号機	第5給水加熱器(A)加熱器側水位調節弁において、グランドリーク(3滴程度/秒、床面に約7.2リットル汚染なし)が認められたため、当該弁のグランド部を増し締め。	G	